

第1章 計画策定にあたって

1 策定の趣旨

少子高齢化の進行、人口減少問題、情報通信の高度化、地域社会の多様化など、社会・経済環境は急激に変化しています。

この変化に対応するため、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会^{*1}の実現が、緊急かつ重要な課題となっています。

本市は、平成18年1月1日に1市2町の合併により誕生しました。合併以前にも旧指宿市において、男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえた「指宿市男女共同参画基本計画」（平成16年度）を策定し、取組を進めてきました。

また、合併による状況の変化や国の男女共同参画基本計画（第2次）に対応した新たな「指宿市男女共同参画基本計画」（平成20年3月）を策定し、さらに平成24年には、社会情勢の変化などを踏まえ、基本計画の一部見直しを行い、総合的かつ計画的に施策を推進してきました。

この間、市民の意識の醸成を図るための男女共同参画市民講座や出前講座の実施、市民団体と協働した啓発活動など、男女共同参画社会を目指し、市民と行政が一体となった様々な取組を行ってきました。

しかしながら、性別による固定的役割分担意識や、これに基づく社会通念や慣行が、依然として残っており、なお一層の改善が必要と考えられます。

このようなことから、さらなる男女共同参画社会の実現を図るため本計画を第2次指宿市男女共同参画基本計画と位置付け、策定するものです。

2 世界・国・県の動き

| | 年 | 事 項 |
|----|------------------|--|
| 世界 | 1975年 (昭和50年) | メキシコシティで開催した第1回世界女性会議「国際婦人年世界会議」において、「平等・発展・平和」を目標とする「世界行動計画」を採択 1976年(昭和51年)から10年間を「国連婦人の10年」と決定 |
| 国 | 1977年 (昭和52年) | 「国内行動計画」を策定(昭和52年～昭和61年) |
| 世界 | 1979年 (昭和54年) | 国連総会において、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下「女子差別撤廃条約*2」という。)を採択 |
| 世界 | 1985年 (昭和60年) | 国連婦人の10年最終年世界会議(第3回世界女性会議) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 |
| 国 | | 「女子差別撤廃条約」を批准 「男女雇用機会均等法」公布(昭和61年施行) |
| 国 | 1987年 (昭和62年) | 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 |
| 県 | 1991年 (平成3年) | 「男女共同参加型社会の形成」を施策の基本方向として示し、これに基づき「鹿児島女性プラン21」を策定(平成3年度～平成12年度) |
| 世界 | 1993年 (平成5年) | 世界人権会議「ウィーン宣言」採択 「女子に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 |
| 世界 | 1994年 (平成6年) | 国際人口・開発会議「カイロ宣言及び行動計画」採択 |
| 国 | | 総理府に男女共同参画室及び男女共同参画審議会を設置し、さらに、内閣総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部を設置 |
| 世界 | 1995年 (平成7年) | 北京で開催した第4回世界女性会議において、2000年までに取り組む重点的課題を定めた「北京宣言及び行動綱領」を採択 |
| 国 | 1996年 (平成8年) | 男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン」を踏まえ、「男女共同参画2000年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年(2000年)度までの国内行動計画」を策定 |
| 国 | 1998年 (平成10年) | 男女共同参画審議会が「男女共同参画社会基本法」について答申(平成11年6月施行) |
| 国 | 1999年 (平成11年) | 「男女共同参画社会基本法」公布・施行 |
| 県 | | 鹿児島県総合基本計画第3期実施計画において、「男女共同参画社会の形成」が施策の基本方向の一つとして示され、新たな行動計画として「かごしまハーモニープラン」を策定(平成11年度～平成20年度) |

| | | |
|----|------------------|--|
| 世界 | 2000年 (平成12年) | 国連特別総会「女性2000年会議：21世紀に向けての男女平等・開発・平和」をニューヨークで開催 「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」(成果文書)を採択 |
| 国 | | 男女共同参画基本法に基づく初めての法定計画として「男女共同参画基本計画」を策定 |
| 国 | 2001年 (平成13年) | 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」公布・施行 |
| 県 | | 「鹿児島県男女共同参画推進条例」公布(平成14年施行) |
| 国 | 2003年 (平成15年) | 男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定 「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 「少子化社会対策基本法」公布・施行 |
| 世界 | 2005年 (平成17年) | 第49回国連婦人の地位向上委員会「北京+10」(ニューヨーク) |
| 国 | | 「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 |
| 県 | 2006年 (平成18年) | 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」策定 |
| 国 | 2007年 (平成19年) | 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 |
| 国 | 2008年 (平成20年) | 男女共同参画推進本部「女性の参画加速プログラム」決定 |
| 県 | | 「鹿児島県男女共同参画基本計画」策定(平成20年度～平成24年度) |
| 県 | 2009年 (平成21年) | 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」改定 |
| 国 | 2010年 (平成22年) | 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 「第3次男女共同参画基本計画」策定 |
| 世界 | 2011年 (平成23年) | UN Women(ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関)正式発足 |
| 国 | 2012年 (平成24年) | 「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～」策定 |
| 県 | 2013年 (平成25年) | 「第2次鹿児島県男女共同参画基本計画」策定(平成25年度～平成29年度) |
| 国 | 2015年 (平成27年) | 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」公布・施行(一部については平成28年4月1日施行) 「第4次男女共同参画基本計画」策定 |